



議会だより
No.188
令和4年12月号

所管事務調査を実施(9/1 経済建設常任委員会)

議会だよりは
こちらからも
Check!



会議録の一覧
はこちらから



12月号の主な内容

- 審議内容…………… 2 P～3 P
- 一般質問…………… 4 P～10 P
- 特別委員会の消滅…………… 11 P～12 P
- 所管事務調査報告…………… 13 P～15 P
- 活動状況、お知らせ…………… 16 P

議会の審議一覧（第2回定例会以降）

令和4年第3回定例会審議内容

令和4年9月14日（水）から3日間の日程で開会した第3回蘭越町議会定例会は、16日（金）に閉会しました。

町から提案あった公平委員会委員の選任同意1件、条例の一部改正2件、工事請負契約の締結についての議決の一部変更1件、令和4年度補正予算4件を原案どおり可決しました。

これに先立ち令和3年度各会計歳入歳出決算11件は、全議員で構成する決算特別委員会に付託し審議を行い、本会議にて認定となりました。

また、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についても、全会一致で可決しております。

議 案	件 名 等	結 果
報 告 第 1 号	議員の辞職について	報 告 済
報 告 第 2 号	田村陽子議員の発言・行動に関する調査特別委員会の消滅について	報 告 済
同 意 第 1 号	後志公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	選 任 同 意
議 案 第 1 号	蘭越町議会議員及び蘭越町長選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議 案 第 2 号	蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議 案 第 3 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	原 案 可 決
議 案 第 4 号	令和4年度蘭越町一般会計補正予算（第5号）	原 案 可 決
議 案 第 5 号	令和4年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決
議 案 第 6 号	令和4年度蘭越町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決
議 案 第 7 号	令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決
認 定 第 1 号	令和3年度蘭越町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月14日 決算特別委 員会に付託
認 定 第 2 号	令和3年度蘭越町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について	
認 定 第 3 号	令和3年度蘭越町公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について	9月16日 決算特別委 員会にて審 議、本会議 にて認定
認 定 第 4 号	令和3年度蘭越町地域振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認 定 第 5 号	令和3年度蘭越町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	

議 案	件 名 等	結 果
認 定 第 6 号	令和3年度蘭越町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月14日 決算特別委 員会に付託 9月16日 決算特別委 員会にて審 議、本会議 にて認定
認 定 第 7 号	令和3年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認 定 第 8 号	令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認 定 第 9 号	令和3年度蘭越町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認 定 第 10号	令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認 定 第 11号	令和3年度蘭越町特産品開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
意見書案第1号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	原 案 可 決
報 告 第 3 号	健全化判断比率及び資金不足比率について	報 告 済
報 告 第 4 号	所管事務調査の中間報告について（経済建設常任委員会）	報 告 済
報 告 第 5 号	例月出納検査結果報告	報 告 済
承 認 第 1 号	閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会）	承 認

令和4年第4回臨時会審議内容

令和4年10月26日（木）に開会した令和4年第4回蘭越町議会臨時会は、会期を1日間とし同日閉会しました。

町から提案あった不動産の取得1件、条例の一部改正1件、令和4年度蘭越町一般会計補正予算、令和4年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を原案どおり可決しています。

議 案	件 名 等	結 果
発 委 第 1 号	特別委員会の設置について	原 案 可 決
議 案 第 1 号	蘭越町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議 案 第 2 号	令和4年度蘭越町一般会計補正予算（第4号）	原 案 可 決
報 告 第 1 号	所管事務調査の中間報告について（総務文教常任委員会）	報 告 済

令和4年第3回定例会



一般質問

令和4年9月14日に開会した令和4年第3回蘭越町議会定例会では、5名の議員から5本の一般質問が提出されました。

内容を要約してお知らせしますので、詳細については町のホームページに載せている会議録をご覧ください。蘭越町役場3階議会事務局で閲覧ください。

■質問者一覧



金 安 英 照 議員

5 P

■本町における外国人技能実習制度の実態について



赤 石 勝 子 議員

6 P

■薬用植物の生育状況及び今後の取組み方について



熊 谷 雅 幸 議員

7 P

■ゼロカーボン北海道に向けての本町の取組について



永 井 浩 議員

8 P

■らんこし米のさらなるブランド向上を目指して



難 波 修 二 議員

9 P

■コロナ感染症対策の今後の取組について



本町における外国人技能実習制度の実態について

金安 英照議員

先般、新聞・報道などで外国人技能実習制度の見直しに政府は本格的に動きだすとのことでした。

法務省によると、技能実習生は2021年の時点で約28万人、道内の実習生は約1万3千人、一次産業や建設業などの現場で重要な担い手となっています。

本町の事業所でも制度を活用されていますが、実習生の現状について伺います。

金町長

本町における外国人技能実習制度の実態について、実習実施者が管理団体と直接のやり取りになっており、町としては実態把握ができないことから、道や振興局へ問い合わせたところ、建設会社2社とその他1社の計3社で受け入れをしているとの回答をいただきましたが、会社名や人数については、直接実習実施者に確認してほしいとのことでした。

建設会社・その他の施設での実

び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するように努めなければならないと書かれています。

法律で責務と書かれておりまして、法律で責務と書かれておりまして、町長にお尋ねをしたわけですが、詳細に答弁いただいたということからは、法律に基づいた責務としての御答弁と解釈させてもらってよろしいでしょうか。

金町長

外国人技能実習生の方々が来た時に、表敬訪問をしていただいております。実習生への激励と、町として各施設からの要請に協力する体制を取っている状況です。

これが議員のおっしゃっている町の責務となるかどうかですが、協力体制や支援を、できる限り行えるような体制は整えていきたいと考えております。

金安議員

この制度の見直しの理由に、日本で働きながら技術を学び、発展途上国の人材育成を主な目的とする一方、実際のところ日本人の労働環境が厳しい業種を中心に人出を確保するための手段になっていること、また、実習先での人権侵害、賃金やスキルの不

当な扱いなどが挙げられております。

本町では、そのようなことは無いとは思いますが、何かしらの有事の際には、町で保護しないといけないのではないかと思いますか、どうお考えでしょうか。

金町長

労働対策と安全対策は、町民だけに限らず、外国人の技能実習生等も含めた中で行わなければならないという認識は持っておりますし、協力体制は努めていきたいという考えではあります。

金安議員

制度がどのように改正されるかは分かりませんが、技能実習生がこの町に来て良かったと感じ、次の人生のキャリアアップに繋がる端緒となること、安心安全の町、蘭越町の果たす役割は大きいのではないのかなと感じております。

金町長

今回の議員からの一般質問により、実態がどうなっているのか、各事業所にお話を伺いましたし、これから外国人技能実習生というのは、ますます労働力不足の中で増えてくることは予想されますので、町でも労働対策の中で、認識をしながら対応に努めてまいりたい。



薬用植物の生育状況及び今後の取組み方について

赤石 勝子議員

現在、試験栽培を行っている薬用植物の今年の生育状況はいかがでしょうか。

今年春に、下阿達の栽培を4戸の農業者をお願いしたはずですが、生育状況、収穫状況について、また、株式会社夕張ツムラとの契約も今年で終わると思いますが、今後も栽培を続けていく予定か伺います。

金町長

町内で試験栽培している薬用植物の生育状況ですが、高麗ニンジン、シミックホールディングスにより、今年は1年根のニンジン200本の提供を受け、ポットに移植し、現在まで順調に成長しておりますが、2年目以降の発芽が思わしくなく、冬期間の栽培方法に課題を残すこととなりました。

また、ヒキオコシ、延命草については、昨年度、シミックホールディングスより、山梨県の小淵沢にて栽培していたものの提供を受け、

一冬を越え順調に生育しているところです。

赤ジロ、下阿達については、昨年町内で栽培を行い、その際採取した種により、今年度は播種を行いました。

町内農業者3戸と加工品に興味がある自営業者1戸により、合計2反程度の面積で栽培者とシミックホールディングスとで委託契約を結び、栽培を行っています。

定植後は、順調に生育し、7月から8月にかけて、順次1回目の収穫を行い、各圃場とも、予想以上の収穫となっており、乾燥したものは加工品への試作とされ、随時収穫している生葉については、町内の飲食店へと持ち込まれ、メニューとして提供されている飲食店もあるなど、試行錯誤いただいている最中です。

その後も順調に収穫を重ねていることから、活用方法について、シミックホールディングスの取組

に協力していきたいと考えているところです。

最後に民間事業者との契約により栽培している蒼朮ですが、本年度3年契約の最終年を迎えます。

3年間の委託栽培を通して、新たな展開等がありませんでしたので、栽培は一旦終了することとし、今後、農地の活用について、検討を進めたいと考えております。

赤石議員

町長も力を入れていらっしゃる下阿達ですが、蘭越町に根付き、取り組む農業者が増えた場合、シミックホールディングスさんで対応は可能なのでしょうか。

金町長

シミックホールディングスでは、従業員が1名、家族共々蘭越町に来ていますが、さらに従業員を増やしたいというお話を伺っております。

それによりシミックで苗を生産し、生産者の方々に提供をする、そういったことができるようになれば、らんこし米、そして生薬、温泉と繋がり、健康という部分で町もPRできるのではないかと期待しており、シミックとしても農福連携も含めた形の中で苗を販売できる体制を整えていきたいと聞いております。

赤石議員

夕張ツムラの蒼朮は、今年で終わる予定なんですね。

あそこの圃場も広い面積があるので、下阿達を植えるという考えはないのでしょうか。

金町長

町の所有地なので、下阿達に限らず、町の農業振興を果たしていくために必要な農地だということ認識の中で検討してまいりたいと考えています。

赤石議員

下阿達の種子の取り扱いについては、どうなっているのか伺います。

金町長

下阿達については、シミックと生産者で委託契約を結んでおり、苗、種については、きちつと管理のもとに行うということで契約をしていると伺っております。

赤石議員

これから蘭越町の特産品として続けていくようにお願いしたい。

金町長

産学官の連携の中で始まった部分を、次の段階に進めたいと思っています。

これを契機に少しでも多くの皆さんに作っていただき、米、ブラスアルファの蘭越の特産が出来上がることを期待しておりますし、少しずつ進めているという現状ですので、御理解を願いたい。



ゼロカーボン北海道に向けての 本町の取組について

熊谷 雅幸議員

現在、国や北海

道を挙げて地球温暖化抑制のため、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

道内に関していえば、1人当たりの温室効果ガス排出量は寒冷地という特性もありますが、全国に比べ約1.3倍と言われています。

2050年温室効果ガスゼロ社会の実現という、ゼロカーボン北海道に向けての本町の今後の取組について伺います。

金町長

本町においては、2019年3月に蘭越町地球温暖化対策実行計画を策定し、2030年度に町の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、2017年度と比較して、40%削減することを目指して取組を進めております。

2050年のゼロカーボンの実現のためには、住民をはじめ、事業者・関係団体など幅広い関係者との連携や協働、国や北海道から

の支援も重要となります。

それらを踏まえて、ゼロカーボン北海道の実現に向けて本町の取組を進めたいと考えています。

熊谷議員

北海道のプレゼン

資料の中に、注目される取組として、蘭越町の温泉排湯熱活用と籾殻の活用について紹介されています。

これらについて、もう少しチラシで宣伝をするとか、商品の特性を説明するなど、現在は地球に優しい商品をあえて購入する方も増えてきておりますので、宣伝効果と可能性についてどのように考えられるか伺います。

金町長

籾殻の燃料棒については、キャンプでの活用や薪ストーブの代わりにもなり、有害な物質も発生しないということも、検査の中で実証されていますので、PR効果は十分内部で検討して進めたいと思っています。

今後においても、再生可能エネルギーの活用は重要だと考えてお

りますので、PR等も含めて十分進めてまいりたい。

熊谷議員

我が町においては、企業向けのカーボンオフセット事業に向けたポテンシャルが、非常に高いと思います。

森林資源その他ありますので、企業が出す排出量をこちらで賄えるというようなものを作り、町長もトップセールスとして対応していくべきではないかと思います。

金町長

各町村と企業が行っているカーボンオフセット事業は、国の方でもっと企業が事業に参入しやすいように検討しているところ、林野庁の担当からお聞きしたことがございます。

今後、蘭越町の森林を整備していく中で、企業も一緒に入ってもらって事業を行っていくことは非常に重要なことだというふうに考えています。

熊谷議員

本町の再生エネルギー計画やゼロカーボン、新エネルギービジョン、再生可能エネルギー計画書を読んで見ましたが、これから地熱や風力などの地元のエネルギーも十分活用できていくのではないかと思います。

また、町のこういうものを使う

ことによって、地域に残るお金が出てくる、循環社会が生まれてまいりますので、このへんについて伺います。

金町長

役場周辺は、公共施設が固まっていますので、太陽光を使った事業なども考えていきたいと国と協議をさせている状況です。

また、風力発電、洋上風力発電、地熱開発など、民間事業者として行う部分についても、町が協力できることはしていきたい。

最後に森林整備についても、町で重点を置きながら行い、この3つを柱として、再生可能エネルギー、地球温暖化防止、カーボンニュートラル、その対策のために行っていきたいと考えています。

熊谷議員

太陽光の壁パネルは非常に有効に活用されていると聞いておりますし、役場庁舎を含めた地熱利用、LED化の推進など、進めてほしいと思います。

金町長

副町長を中心としながら国と協議を進めておりますので、状況によって議会の皆さんにも御報告させていただきたいと思っておりますので、御理解を願いたい。



らんこし米のさらなるブランド向上を目指して

永井 浩議員

本町においては、らんこし米の高品質化、他産地との差別化を図るため様々な政策をまいりました。

また、生産者自ら、さらなるらんこし米の向上を図るため「米ー1グランプリ」を開催し、らんこし米の全国においての立ち位置を知るとともに、らんこし米の美味しさ、生産者の実力を全国に発信し、大いなる刺激と生産の活力となっております。

らんこし米のブランド力を高めるため、町は「らんこし米商標登録票」を製作し、一定の基準を満たした米の販売に使用を認めており、らんこし米を消費者に安心して求めているが、ひいては生産者の経営の安定化が図られるものと思っております。

らんこし米のさらなるブランド力アップのため、北海道における「北海道地域団体商標」の登録、農林水産省における「Gー、地域

的表示産品」の登録を目指すことについて伺います。

金町長

北海道地域団体商標登録について、担当課でも、本登録制度を検討したところですが、出願団体の要件が農協や漁協、また商工会やNPO法人となっており、北海道では、全てが組合や連合会からの出願という状況です。

本町では、平成19年にらんこし米が商標登録されている現状を鑑み、まずはその活用を進めていきたいと考えているところです。

Gー、地域的表示産品の登録についても、担当課で北海道農政事務所の職員を招き、検討を進めたところ、Gー制度は、他産地と異なる明確な特性が必要とされ、全国的に栽培されているお米の登録は、今のところ1品目もない状況で、登録のハードルは非常に高いということを農政事務所の職員から報告を受けたところです。

らんこし米のブランド力は、あ

る程度浸透していると認識しておりますが、さらなるブランド力の向上が必要との考えは、私も議員と同様であり、現在、H A L研究所、北海道農業研究所とらんこし米のブランド化について、担当課で検討を行っているところです。

永井議員

蘭越町の美味しいらんこし米を作るんだという施策に乗って、熱意ある若手経営者が、らんこし米の中でもより美味しいらんこし米を出荷するんだと頑張っております。

例えば、蘭越の米ー1グランプリで入賞したら商標を与えとか、これは特別なんですよとランク付けをしていかないと、高みの位置での次なる経営者を引き継いでいかなければ、美味しいらんこし米が無くなるような気がします。

金町長

らんこし米をさらにブランド化できる方法がないかというのは、G A Pという農業生産工程管理手法というのがあり、G A Pというのは世界基準の農業認証の一つに挙げられています。

食品安全、労働環境、環境保全に配慮した持続的な生産活動を実践する優良企業に与えられる世界共通ブランド、これがG A Pであ

り、らんこし米として登録できないか検討をさせているところです。

永井議員

この一般質問をするにあたり、農業者と色々と話をしましたが、制度については勉強をされていて、本人たちも大変難しいというのは認識しております。

蘭越町内で収穫された米が「らんこし米」ではなく、蘭越町内で収穫された美味しい米が「らんこし米」なのだと、生産者が高みを目指し頑張っております。

今後ともさらなる向上を目指して、リーダーシップを行政が取っていただきたいと思えます。

金町長

G A Pについても、H A L財団との繋がりの中で、そういう方と知り合って、いま検討している状況です。

世界の情勢、国内の情勢とか、そういうものを分かっている方と担当で協議をして、さらにブランド化を図れる、そういうものを推進していくことが、ひいてはらんこし米としてのブランド化、農業者の生産意欲に繋がっていくのではないかと考えております。



コロナ感染症対策の今後の取組について

難波修二議員

第7波のコロナ

感染者は高止まりのまま推移しておりますが、国はオミクロン株に対応した新ワクチンの接種を予定しているとの報道があります。

また、情報が錯そうしており、今後どのように感染症対策に努めれば良いのか、今ひとつわからない状況ですが、次の3点について伺います。

1点目、本町のワクチン接種は、年代区分ごとに、どの程度進められたのか。

2点目、新ワクチンの接種は、2回以上打った12歳以上が対象予定ですが、町では、年代区分ごとに接種順序はどのように検討されているのか。

3点目、体調変化があった場合、どのように対処すべきか、あらためて町民の皆さんにお知らせするべきではないか。

金町長

1点目、小児の2回目接種完了が41.1%。一般は、3

回目接種完了が77.5%。高齢者は、3回目接種完了が94.1%。また、60歳以上の4回目接種完了は、77.8%となっており、全国平均を上回る接種率となっています。

2点目、1・2回目の初回接種を完了した、12才以上全ての方を対象に実施することを想定し、接種券発送開始を10月中旬を目途として、準備するよう国から示されているところです。

年代区分ごとの接種順序は、4月から5月に3回目及び4回目の接種をされた方の4回目・5回目接種は、5か月経過後の方から順番に接種をするよう検討しており、時期としては10月中旬以降となる見込みです。

また、60歳以上の高齢者の方の5回目接種については、4回目接種から経過日数を基準に設定していく予定ですが、並行して4回目を接種していた医療従事者や高齢

者施設従事者も接種することが見込まれるため、両区分ともに年明け1月以降に接種開始になる見込みです。

なお、5歳から11歳の小児について、従来ワクチンによる3回目の追加接種が承認され、接種間隔は5か月経過後と示されたことから、新しいワクチンと併せて接種を取り進めることとし、10月上旬から接種を取り進めるよう準備を進めています。

3点目、発熱などの有症状となつた場合は、これまでと同様に、町内外の医療機関や検査医療機関に電話で相談をされ、その指示に従って受診し、検査を受けていただくこととなります。

その検査の結果、陽性となつた場合は、検査した医療機関が保健所へ発生届を提出し、保健所により御本人へのヒアリングを行い、症状等により、入院や自宅療養、健康観察等の措置がとられることとなります。

町としましては、最新情報の収集に努め、行政協力員を通じてお知らせや町ホームページなどを活用し、情報周知に努めてまいりたいと考えています。

難波議員

1点目、本町の接種率は総体的に高い結果となっております、ワクチン接種に対する取組の成果を感じます。

2点目、国の現時点での方針は5か月間経過ですが、3か月に短縮するとの情報があります。

答弁では、新ワクチン接種の予定は、10月中旬を目途にお知らせするとのことですが、新聞では5か月間の短縮の方針は10月下旬に決定すると書いてありました。

町の取組の予定を町民の皆さんに示した以降に、国から5か月間の短縮方針が出た場合、1月中旬以降になる予定の多くの一般や高齢者の方の接種が早まるということとは可能なかどうか、できるだけ正確な情報をお知らせするように十分検討してほしいと思います。

3点目、道では自主的な抗原検査を奨励し、自主登録を拡大していきますとの情報が出ていますが、町もそれを活用してやっていくという方向なのか、あるいは町長から答弁あったように、従来どおりに最寄りの医療機関に事前に連絡をして、それでPCR検査を受けるといふ方向でいくということなのか、今ひとつ分からないので、

改めて伺います。

金町長

9月12日に、5か月経過後に接種を行うというのは、国の方針として出たので、それに基づき答弁をさせていただきました。議員があつしゃつたとおり、国でも検討している部分は事実だなというふうに感じております。

そのような中で、町民の皆さんには、いち早く状況を周知するとともに、そのようになった時の対応を町のほうでもしっかりとできる体制を整えることが、大切だと思っております。

陽性になった時に、当初は10日間の隔離が7日になったり、マスクをすれば買い物行つてもよい、濃厚接触者は5日間など、緩和されてきている状況となっています。その中でも、ワクチン接種は、重症化にならないという効果があると認識をしています。

現在は、第7波と言われておりますが、参考までに7月10日から9月10日現在ということで、本町ではその間に121名感染をしておりますが重症化はなく、ワクチンの効果が見込まれているのではないかと思っています。

それと、原則として自分に症状

があつた時は、かかりつけ医に連絡をしてそこから指示をもらう、もし陽性となった場合は、保健所からの指示により対応していただくことが原則だと思っています。

北海道が行う自主登録については、担当課長から説明をさせますので、御理解を願いたい。

山下健康推進課長

北海道陽性者登録センターは、医療機関、検査機関の窮状が懸念されることから、医療機関及び検査機関に負担をかけずに迅速に陽性者判定を行って健康観察を進めることを目的に8月23日から設置をされています。

このセンターは、医療機関や検査機関への受診の集中を緩和して陽性判定ができるようにと、有症状で軽症かつ重症リスクの可能性がない18歳から39歳の方がこのセンターに申込みをします。

申込みを受けてからセンターから、抗原の定性検査キットが送られ自主検査を行い、仮に陽性となった場合は、センターへ登録して、その後、保健所による健康観察が行われることとなります。

ただ、今のところ札幌市を除く石狩振興局管内だけの設置になっており、知事もこれを広げるという

う報道がされましたけれども、保健所に確認をしましたが、具体的にはまだ進んでいないということとで情報を得ています。

詳細分かりましたら、町ホームページ等で周知していきたいと思っています。

難波議員

4回接種された方が多いと思いますが、毎回、医療従事者の皆さん、あるいは職員の皆さんの丁寧な対応に非常に感謝をしていますし、お礼申し上げたいと思っています。

今朝の新聞にもありましたけれども、少しずつ第7波が落ち着いてきていますが、その落ち着いた状況の中でワクチン接種をしっかりとやるのが、第8波に向けての重要な取組になるんだということを、札幌医科大学の當瀬医師も言っておられます。

新型ワクチン接種も、こぞって多くの皆さんに受けてもらえるように、町からも丁寧な詳しい説明をしていただき、ワクチン接種業務に十分精力的に取り組んでほしいと思います。

金町長

ワクチン接種の職員対応について、お褒めの言葉をいただいて、本当に私も嬉しく思っ

いるところです。

今回のワクチン接種の対応については、全庁対応できちっと対応するようにということで、各課から応援要請を受け、職員も慣れてきた中で行える体制をとっており、それと併せて、町内の医療機関の先生方の協力があつてこの体制が整えていることも非常に私は感謝しているところです。

今回、新たなワクチンということとで、4回目の接種をためらっているとの話も聞いたりもします。

ただ、ワクチンは4回、5回も含めて、国が示した部分の中で打っていただきたいと願っておりますので、なるべく分かりやすく、そしてワクチン接種による効果、そしてなぜワクチンを打ってほしいのか、そういうような部分もお伝えしながら町民に理解を求めるのと、協力をしていただ



だけるよう、努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

田村陽子議員の発言・行動に関する調査特別委員会の消滅について

令和4年7月29日開会の第3回臨時会にて、全会一致で可決し設置された田村陽子議員の発言・行動に関する調査特別委員会（委員長 熊谷雅幸議員）は、8月24日に田村陽子議員から議員辞職願の提出があり、同日付けで議長から許可されたことに伴い、調査事件が消滅したことにより委員会での調査も終了しました。

9月14日開会の第3回定例会において、田村陽子議員の辞職に伴い特別委員会も消滅した旨、議長から報告されましたが、特別委員会消滅までの間の調査内容について、熊谷委員長より報告がありましたのでお知らせします。

■調査報告書

本年7月29日開催の第3回臨時会において設置された「田村陽子議員の発言・行動に関する調査特別委員会」は、本人の議員辞職に伴って消滅することとなりましたが、町民の方々から議会にお寄せいただいた貴重なご意見であり、

また、内容が議会議員の職務遂行に関わる重大な事案であることから、本委員会のこれまでの調査内容を口頭でご報告いたします。

本人に対する事実確認を含めて8月5日、18日、24日、都合3回の特別委員会を開催し、調査した事案は次の3点であります。

①水防工法実技訓練時の言動について

6月17日、水防工法実技訓練の開催時に、訓練統監である消防団長並びに主催者の町長に対し、田村議員から消防団員のマスク装着に関して異議の申立てがあり、その対応のため、結果的に訓練統監の巡検・査閲業務が遅延したとの抗議を消防団から受けました。

本人から消防団員の健康を考えたことであつたと説明がありましたが、消防では組織的な感染対策に基づき適切に訓練を行っており、職務の妨害に当たるような行為は極めて遺憾であるとのことでした。

議会選出の消防委員の行動として不適切であり、消防関係者の議会に対する信頼を損ねる行動であつたと考えます。

②議会で決めたルールの順守について

議会では、今年度の活動推進に当たり、でき得る感染対策について時間をかけて議論し、適切なマスク着用や他の機関等を訪問する場合は抗原検査を実施することなどを決定いたしました。

田村議員は、コロナ感染症に対する認識や国の感染症対策を否定する立場から議会の決定したルールにも反対し、抗原検査を拒否しているため、所管事務調査や議員研修等にも不参加の状況であります。

多くの町民が感染症対策に努めている中で、頑なに個人の信条や少数意見を貫き、議論の末に決定した議会の感染症対策ルールを拒んで職務を放棄するような行為は慎むことが議会制民主主義の基本

であり、全体の奉仕者である議員としての責務を果たすべきと考えます。

なお、6月29日の経済建設常任委員会の所管事務調査の開会前、マスクの正しい着用について常任委員長から注意を受け、これを拒否したため参加を認められずに退席いたしました。

このことについて、田村議員は後日、委員長の立場を利用したパワーハラスメントであるとの公開質問状を提出しましたが、その文書を目にした町民の方から、田村議員の言動に対して苦情の電話が議会事務局にありました。

委員長が正しいマスクの着用を出席者に求めることは、会議の円滑な進行と参加者の安全確保上必要で適切な対応であり、断じてパワーハラスメントなどではありません。

田村議員の指摘は妥当性を欠き、全く当たらないものであったと考えます。

③権限の逸脱行為について

調査事案の精査を行う中で、田村議員は6月26日開催の総務文教常任委員会の学校訪問を抗原検査拒否により参加しませんでした。後日、個人的に各小・中学校に対してマスク着用や黙食の状況などを電話で調査していたことが判明いたしました。

議員の所管事務調査は、議会の許可を得て実施できるものであり、議員個人に調査権は認められておりませんので、田村議員の行動は調査権の乱用、権限の逸脱行為に当たるものと判断いたします。

以上のように、田村議員の数々の発言・行動は、町民の方々や関係団体の皆さんに多大のご迷惑と不快の念を抱かせたと考えます。

同時に、議会に対する町民の信頼を著しく棄損したと言わざるを得ません。

そのため、当委員会としては、田村議員を厳重注意すべきとの意見が圧倒的であったことを申し添えて報告いたします。

※口頭報告のため、会議録から抜粋しております。

「議員の辞職」について

地方自治法第126条で、「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職する人ができる」と規定されています。

蘭越町議会会議規則においても、「議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない、辞表の提出があったときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める、閉会中に辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない」と規定されています。

蘭越町議会「町民との意見交換会」の開催延期のお知らせ

例年11月に開催しております蘭越町議会「町民との意見交換会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日程を変更して開催することとしました。

開催時期が決定いたしましたら、改めて町民の皆さまにお知らせいたします。

議会のことを知っていただく、また、町民の皆さまからのご意見を伺う貴重な機会の場と考えておりますので、開催の際には多くの皆さまがご来場くださるよう、心からお待ちしております。



所管事務調査

経済建設常任委員会

◆調査日 令和4年6月29日

農林水産課について調査をしました。

【土地改良事業について】

土地改良事業とは、農業生産基盤の整備及び農村の保全と管理を行う事業であり、受益農家の申請・同意主義で、受益者自らが事業実施を町村に申請し、町から道、道から国へとのボトムアップ方式で実施されます。

土地改良事業の実施主体は国営都道府県営、団体営の3種類がありますが、現在本町においての圃場整備は道営事業で実施されています。

事業実施に係る費用負担については、国、道、町、受益者がそれぞれ負担しており、本町では道パフォーアップ事業や町独自の負担軽減措置を活用し、受益者負担は7.5%になっているとのことでした。

現在、本町では7地区の道営農地整備事業が、事業費総額17億

5,600万円で、大谷湯水機場ポンプ更新工事が、事業費2億1300万円で実施されております。

それぞれの工事は計画通り順調に進捗しているとのことでした。

また、今後の新規事業として、

令和7年度から三和地区の着工を目指しているとのことでした。

三和地区は、農業農村整備事業のモデル地区となるプラン策定に向けて、農業者と振興局と土地連と町、そして改良区と一緒に協議をしているとのことでした。

三和地区の事業は120ha

程度の計画をしており、

客土に使用する土の確保が難しい

状況にあり、

令和3年の

予算特別委員会での質問、さらに



は、期成会から費用を負担してでも鮎川の土を利用したいとの要望があつたところです。

町としても慎重に検討し、要望に応えられるよう協議を進めていたところ、尻別川の浚渫土の利用

が可能であるとの連絡が振興局からあり、今後、利用が可能かどうかの検討を進めていくとのことでした。浚渫土の利用ができれば経費も運搬費だけで済み、事業費負担も少なく済みます。

土質調査等の結果による適正判断も必要とのことですが、今後の経過を見守りたいと思います。

土地改良係の事業は、町単独の客土運搬業務、農地の災害対応、揚水機や揚水機場の整備補修工事等、多岐にわたっております。

担当する職員は、事業に係る受益者負担、通年施行補助金、道営事業受益者負担軽減補助、計画変更、占用許可等に係る事務はもちろんのこと、事業実施地区に問題が発生した場合には、農業者と振興局の連携役などを担っております。他町村では、一度に進行できる事業数は、技術職員一人に対して2工区程度としているところが多いと聞いております。

本町では、現在7地区で事業が実施されており、また、これから採択を予定している地区もあることから、それぞれの地区の事業を円滑に推進するためにも、職員の配置について御査考ください

よう強くお願いをするものです。
【薬用植物を軸とした地域活性化事業について】

町では、シソ、高麗人参、ヒキオコシの薬草植物の栽培研究を行っています。

シソ、下阿達については、昨年、シミックホールディングスに貸与したハウス3棟に加え、今年度からは4件の生産者との契約栽培が行われています。

高麗人参は、4月に島根県産の1年根200株を購入し、順調に生育しているとのことでした。また、一昨年から栽培している2年根、3年根についても現在経過観察中ではありますが、高麗ニンジン栽培は難しいため、今後専門的な方からのアドバイスをいただながら、栽培を進めていくとのことでした。

ヒキオコシ、延命草は、昨年ハウス1棟で栽培を開始し、成長した株を株分けし、栽培本数を増やして、現在順調に生育しているとも報告がありました。

今後の展望について、シソについては、昨年の試食会にも出品されたジン、チョコレートをはじめとし、お茶やドレッシングなどの

活用も検討されているとのことでしたので、今後の開発が非常に楽しみです。

また、ヒキオコシについては、薬の原料としての活用が期待されており、特に育毛効果があると言われている、今後の活用に期待が持てます。

産学官連携事業については、今年3月で京都大学との契約は満了しており、現在はシミックホールディングスと本町の2社での協定により事業の推進を図っております。今年3月まで指導をいただいた京都大学の伊藤准教授は、現在、国立医薬食



品衛生研究所に所属されておりますが、これまでの経過を踏まえ引き続きアドバイスをいただけるこのことでした。

今年4月からは、連携企業であるシミックホールディングスの社員1名が家族とともに本町に転入され、蘭越町に常駐して薬草の栽

培管理をはじめ、さまざまな事業推進にあたっております。

例えば、農福連携事業のとして、俱知安町の障害者就労支援事業所から、1日当たり5名程度の利用者と支援員2名程度が除草作業にあたっておられ、今後も収穫期には就労を予定されているとのことでした。

現地の調査もさせていただき、思っていた以上に順調に生育されている状況を目の当たりにし、今後、各種事業の取組が多面的に波及する効果に期待しています。

【酒米について】

調査項目にはありませんでしたが、蘭越産の酒米による日本酒造りを目指した試験栽培の取組についてのお話がありました。

有志生産者と町が連携して、北海道では栽培が難しいと言われている山田錦の試験栽培に取り組んでいます。北海道の気候条件等を考慮しながら、多品種の栽培も視野に入れながら、今後も取り組んでいくとのことでした。

農業者の新たな取り組み、また、成功した場合には本町の特産品開発にもつながっていくことだと考えます。

試験栽培の成功を祈念するとともに、町からも必要な支援や協力をしていただくようお願いいたします。

◆調査日 令和4年9月1日

建設課と商工労働観光課について調査をしました。

【道路等維持管理業務について】

道路等維持管理業務については、町道除雪路線についてと、大谷地区用水路の地盤沈下にテーマを絞って調査をしました。

町道除雪は12工区、646路線、委託総延長203.394kmと膨大であります。

昨年度より有料私道除雪を個人契約とし、総延長がそれまでより削減されていますが、他町村と比較してもまだまだ膨大な量であり、本町にとっても大きな課題となっています。

降雪は、毎年一定ではなく、その年、その年の状況に合わせて対応しなければなりません。昨年度は、想定外の大雪のため、やむを得ず一時的に通行止めにした路線があったとのことでした。

緊急時の対応などのため、各路線の通行止め等はないに越したこ

とはありませんが、各地域の生活環境の変化により、冬場の使用率が下がっている路線もあると聞いております。地域の実情や使用頻度などを調査・検討し、適正な除雪体制を構築していただきたいと考えます。

また、一年を通じて、農免道路の点検や、必要な補修についての意見も出されました。限られた予算であることは十分理解しておりますが、安全設備の破損、路肩の状況なども合わせて調査いただき、対応していただくよう望みます。

大谷地区用水路、田下沢川改修工事は、平成27年から町単独事業として、総工延長1,100mで実施されており、本年度工事分20mで完成予定です。



この工事については、地元受益者からも喜びと感謝の声を聞いております。

長年、いろいろな課題もあった

とお聞きしておりますが、地元受益者と十分協議しながら、取水等に影響が出ないよう対応していただきたいと思います。

【私道除雪について】

昨年度から有料私道除雪については、町道除雪業務の負担軽減、道路形状等を反映した実費相当の費用負担をいただくことを目的に、町道委託除雪と切り離されました。当初心配された住民からの問い合わせや、業者からの指摘事項もなく、スムーズに移行することができたことと報告がありました。

移行後の町民負担の激変緩和措置として、それまでの負担額との差額の一部を助成する制度を設けており、昨年度の助成申請者は69名、有料私道除雪利用者の約75%となっております。

助成申請をしなかった理由は、金額が同額又は少額であったと推定されることでした。



燃料高騰の影響もあり、今年度の除雪費が昨年度より上がることも予想されますので、今後も混乱のないよう対応いただきたいと思います。

【公営企業会計導入に係る進捗状況について】

地方公営事業について、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和5年度までに地方公営企業法の全部または一部を適用するよう、令和元年の国からの要請を受け、特に住民生活に密着したサービスを提供している簡易水道事業及び下水道事業について、重点的取組を要請されたため、他の事業に先駆けて令和5年度から地方公営企業法の一部を適用すべく、移行事務を進めていると報告がありました。

移行のメリットとしては、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上が図られ、弾力的な経営を行うことが可能になります。

令和5年度からの適用でありませんが、資産の繰入金、減価償却等、まだまだ理解できないところが多々あります。

また、予算書等も大きく変わると聞いておりますので、進捗状況

に合わせた報告をお願いします。
【ふるさとの丘キャンプ場の運営について】

昨年度、オートキャンプ場がオープンしましたが、今年度はコロナ感染症の影響を受けた昨年度を上回る利用状況であり、最終実績に期待するところです。

今年度から新たに管理人に地域おこし協力隊員を配置し、リフレットの作成・配布、トイレに石鹸などの設置、オートキャンプ場では大型車両が駐車できるように駐車スペースの拡充など、環境整備が進めら



れており、利用者の満足度向上のため、努力されています。料金体系については、それぞれの施設間の料金の公平感が得られるよう改善が必要ではないかと感じました。また、全面を貸し出すイベント等に対する料金を設定するべきではないかとの意見も出されましたので、申し添えます。

【道の駅の運営及び維持管理について】

道の駅については、目に留まりやすい商品の陳列や、顧客ニーズに合わせた商品入れ替えなど、現状の施設で創意工夫をしながらよく努力されていると感じています。

建設課の現地調査終了後に、今年から販売したソフトクリーム「クレミア」を試食しました。

北海道内でも30か所程度でしか食べられない美味しいソフトクリームですので、それを食べにわざわざ遠方からいらっしゃる方もいるとお聞きしました。道の駅の名物になることを期待します。

今や、道の駅は各市町村の顔であり、広告塔になっています。現状の2施設の在り方について検討する時期になってきていると考えます。

所管事務調査終了後の委員間の意見交換の中で、職員だけではなく議員なども含めたワークショップ方式で、今後の道の駅の在り方について考える場を立ち上げてはどうかとの意見が出されていたので、ご検討いただきたいと思います。

経済建設常任委員長 永井 浩

YouTubeで議会中継をご覧ください

蘭越町議会では、本会議映像のYouTube配信を行っています。

配信は議会当日に「生中継」し、次回定例会が開催されるまで、ご覧いただくことができます。

蘭越町議会 YouTube
チャンネルはこちらです



議員辞職のお知らせ

令和4年8月24日（水）に田村陽子議員から提出された辞職願が、同日付けで許可されました。

田村議員は、令和元年から議員を務められました。

なお、これにより議員定数10人に対し、1人の欠員となりました。

議会の主な活動状況

8月24日

後志管内町村議会議員研修会

9月1日

経済建設常任委員会所管事務調査

9月8日

議会運営委員会

9月14日、16日

第3回定例会
決算特別委員会

9月26日

総務文教常任委員会所管事務調査

10月4日～6日

羊蹄山麓正副議長会正副議長道外研修

10月18日～20日

羊蹄山麓町村議会委員長研修

10月26日

議会運営委員会
第4回臨時会
全員協議会
活性化協議会

11月7日～10日

後志町村議会議長研修
町村議会議長全国大会
後志議長会議
後志町村議会議長会中央

11月14日

全員協議会
活性化協議会
総務文教常任委員会所管事務調査

活動状況

お知らせ

議会だより編集委員

委員長 向山 博
副委員長 永井 浩
委員 金井 英
委員 淀谷 融

議会だより編集委員

開催日は町のホームページ

でお知らせします。

9月、12月に開催されます。

臨時会が必要な都度、開催

されます。

局にお越しください。

傍聴を希望される方は、議

会開催日に役場3階議会事務

局にお越しください。

議会を傍聴しませんか

議会からの
お知らせ

